

令和2年度税制改正の概要

— 投資の促進に向けた税制措置と税制改革の諸課題 —

高木 夏子

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正の概要
 - (1) デフレ脱却と経済再生
 - (2) 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
 - (3) 円滑・適正な納税のための環境整備
 - (4) その他
3. 改正の論点と今後の課題
 - (1) 法人向け減税措置に係る課題
 - (2) 寡婦(夫)控除の見直しに係る課題
4. おわりに

1. はじめに

安倍政権下で2度にわたり延期されてきた消費税率10%への引上げが令和元年10月1日に実施され、その経済等への影響が注視される中、令和元年12月12日に与党税制改正大綱¹が決定され、同年12月20日に政府税制改正大綱²が閣議決定された。令和2年度税制改正³では、デフレ脱却・経済再生に向けて企業の投資等を促す措置や、政府税制調査会において検討が進められてきた連結納税制度の見直し、継続的な検討課題とされてきた未婚のひとり親に対する税制上の措置が中心となり、国民の税負担に大きな影響を与えるような抜本的な税制の見直しは見送られた形となった。

本稿では、令和2年度税制改正について、与党税制改正大綱及び政府税制改正大綱に基

¹ 「令和2年度税制改正大綱」(令和元年12月12日自由民主党・公明党)

² 「令和2年度税制改正の大綱」(令和元年12月20日閣議決定)

³ 以下、本稿において「令和2年度税制改正」という場合、与党税制改正大綱及び政府税制改正大綱において示された令和2年度税制改正(案)を指す。

づき、改正の概要を紹介した後、改正の論点と今後の課題について述べる。

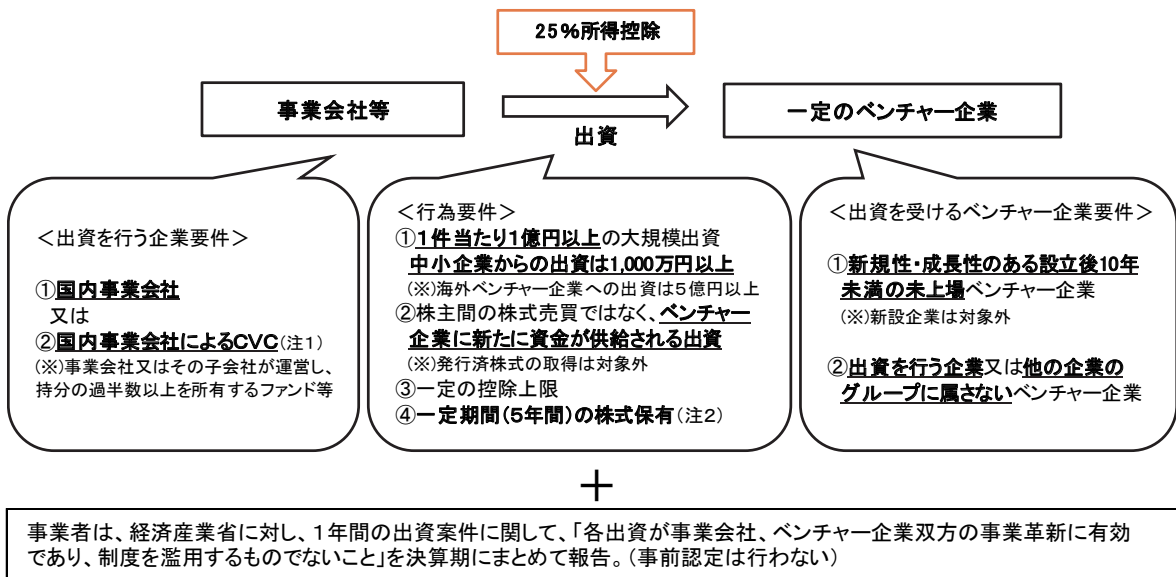
2. 改正の概要

(1) デフレ脱却と経済再生

ア オープンイノベーション促進税制

政府は、第4次産業革命⁴に伴う急激な事業環境変化に対応するために、オープンイノベーション（会社の壁を越えた技術開発）の推進を重要課題としている。我が国企業のオープンイノベーションについては、大学や公的研究機関との連携は欧米と遜色ない水準にあるものの、企業間の連携、特に既存企業とスタートアップ企業との協働については弱いとされている⁵。「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）においては、「第4次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、（中略）既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある」と、企業間の協調の必要性が指摘されている。

図表1 オープンイノベーション促進税制（概要）



(注1) CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。

(注2) 5年以内株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。

(出所) 経済産業省資料より作成

令和2年度税制改正では、企業の事業革新につながるオープンイノベーションを促進する観点から、ベンチャー企業への出資について所得控除を認める新たな税制措置を創

⁴ 第4次産業革命は、18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続くものとされ、IoT、ビッグデータ及びAI等がコアとなる技術革新を指す。(内閣府『日本経済2016-2017—好循環の拡大に向けた展望—』(平29.1.17)73頁)

⁵ 「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）

設することとされている。具体的には、国内の事業会社やCVC（コーポレートベンチャーキャピタル⁶）が、設立10年未満であること等の要件を満たすベンチャー企業の株式を1億円以上の出資の払込みにより取得した場合に、出資額の25%相当額の所得控除が認められる。中小企業が行う出資は、1,000万円以上とされる。なお、海外のベンチャー企業に出資する場合は、5億円以上の出資額が要件とされる。

本措置の適用を受けるためには、出資を行った事業者が、決算期に経済産業省に対して出資目的等を報告し、当該出資が事業会社とベンチャー企業双方の事業革新に資すること等の確認を受けることが求められる。また、節税目的の短期的な出資を対象から除外するため、特定期間（5年間）内に当該株式を売却等した場合には、対応する部分の金額について課税することとされる。

イ 投資や賃上げを促すための措置

第2次安倍政権発足後、政府は「デフレ脱却・経済再生」を最優先課題として、法人税率の引下げを実施するとともに、投資や賃上げを促すための租税特別措置を講じてきた。しかし、我が国企業の内部留保（利益剰余金）は平成30年度で463兆円、現預金は223兆円といずれも過去最高を更新している⁷。こうした状況に対し、与党税制改正大綱は、「経営者自身の意識改革が重要であり、『攻めの経営』に向けた自己改革と挑戦を改めて強く求めたい」と、企業収益が投資や賃上げに向けられるよう企業マインドの変革を求める姿勢を強調している。令和2年度税制改正では、投資や賃上げを一層後押しする観点から、以下の措置を採ることとされている。

（ア）特定税額控除規定の不適用措置の見直し

平成30年度税制改正において、内部留保の活用を促す観点から、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対し、研究開発税制その他一定の税額控除（特定税額控除⁸）の適用を停止する措置が設けられた。具体的には、①その大企業の平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えること、及び②その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の1割を超えることが、特定税額控除の適用を受ける要件とされている。令和2年度税制改正では、②の要件が見直され、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の3割を超えることが特定税額控除の適用要件とされる。

（イ）賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

大企業に対する賃上げ及び投資の促進に係る税制は、①継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が3%以上、及び②国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の9割以上の要件を満たした場合に、給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除等を認める制度である。令和2年度税制改正では、②の要件が強化され、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の95%以上とされる。

⁶ 投資会社ではないいわゆる事業会社が、スタートアップ企業への投資を行うため、資金を拠出して組成する投資ファンド。（総務省『令和元年度版情報通信白書』164頁）

⁷ 財務省『法人企業統計調査（平成30年度）』

⁸ 特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置の税額控除。令和2年度改正後の特定税額控除は、研究開発税制、地域未来投資促進税制及び5G導入促進税制である。

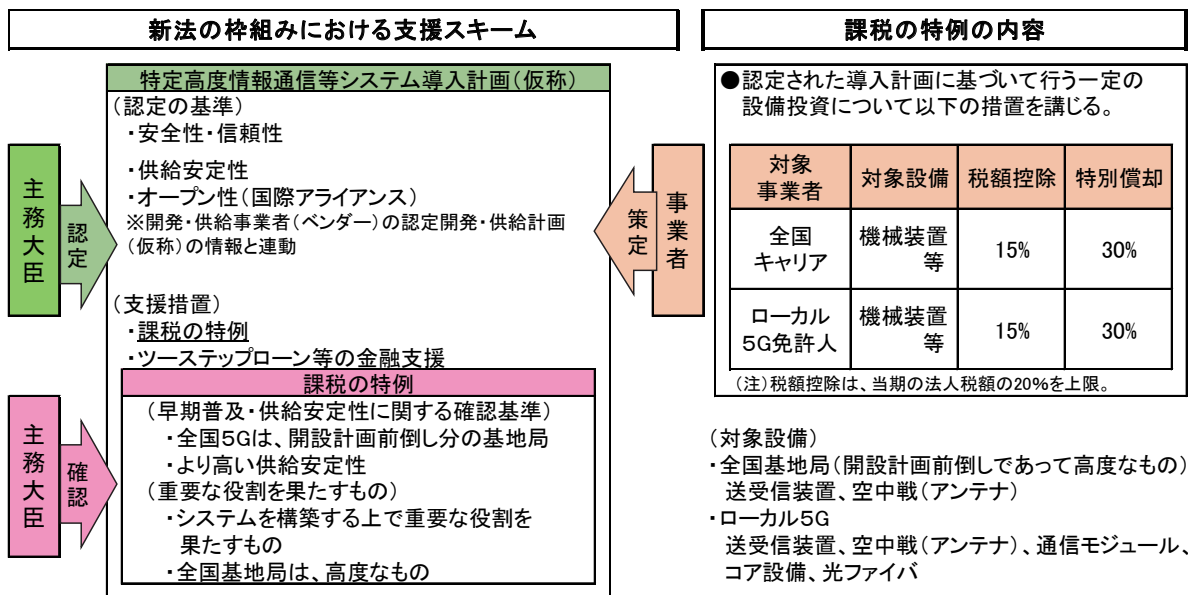
ウ 5G導入促進税制

政府は、Society 5.0⁹の実現に向け、超高速・大容量通信、超低遅延、多数同時接続を実現する5G（第5世代移動通信システム）の普及を促進する取組を進めている。令和2年度末までに全都道府県における5Gサービスを開始するとともに、通信事業者等による5G基地局などの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、令和6年度までの5G整備計画を加速することを目指している¹⁰。

我が国通信事業者による5Gの商用サービスは、令和2年春頃から開始される見通しであるが、米国、韓国、中国などの諸外国に後れを取っている状況にある。また、米国は、情報漏えいなど国家安全保障上のリスクがあるとして、一部の中国メーカーの製品を国内から排除する動きを見せており¹¹、同盟国にも同様の措置を採るよう要請している。こうした背景から、安全性の高い5G設備の早期導入が我が国にとって重要な政策課題となっている。

令和2年度税制改正では、国際連携の下で信頼できる開発・供給事業者（ベンダー）の育成を図りつつ、安全性・信頼性が確保された5G設備の早期かつ集中的な整備を行うための税制措置を新たに講じることとされている。

図表2 5G導入促進税制のイメージ



(出所) 財務省資料より作成

⁹ 狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

¹⁰ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)

¹¹ 米政府は、2019年8月、国防権限法 (NDAA) に基づき、米政府機関に対し華為技術 (ファーウェイ)、中興通迅 (ZTE) 等の中国5社からの製品調達を禁じた。さらに、2019年11月には、米連邦通信委員会 (FCC) が、米国内の通信会社に対してファーウェイ及びZTEの製品を使わないよう求める方針を決定した。

具体的には、特定高度情報通信等システム普及促進法¹²（仮称）に基づく認定導入計画（仮称）に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、15%の税額控除（控除税額は当期の法人税額の20%を上限とする。）又は30%の特別償却ができる措置が創設される。本措置は、令和4年3月31日までの2年間の時限措置とされる。

適用対象となる事業者は、全国5Gの整備を担う通信事業者及びローカル5G¹³の整備を行う地域の企業等とされる。事業者は、導入計画を策定し、安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の基準を満たすことについて主務大臣の認定を受けた上で、同計画に基づいた設備等の導入を行い、課税の特例を受ける仕組みとされる。対象設備は、全国基地局については、開設計画の前倒し整備分であって高度なものであることが要件とされる。

エ 連結納税制度の見直し

連結納税制度¹⁴は、企業グループを一体とみなして法人税を計算し申告する仕組みであり、企業の組織再編成を促進し、我が国企業の国際競争力の維持強化と経済の構造改革に資することになるとの考えに基づき、平成14年度税制改正で創設された。

連結納税制度については、連結グループ内で損益通算を行えることや、研究開発税制などの税優遇枠を共有できることが利点とされる。他方、連結納税制度の対象となる「完全支配関係にある企業グループ」と言っても、経営形態や親法人への情報等の集約化の程度は企業によって様々であり、現行制度が必ずしも企業の実態に即していないとの指摘がなされていた。また、税額計算が複雑であること、特に税務調査後の修正・更正等があった場合に、グループ内のすべての法人において作業を行う必要があるため、時間がかかり過ぎることも問題視されてきた。

政府税制調査会（以下「政府税調」という。）は、平成30年11月7日に連結納税制度に関する専門家会合（以下「専門家会合」という。）を設置した。第1回目の専門家会合において、「検討に当たっての視点」として、①事務負担の軽減を図る観点からの簡素化と②グループ経営の多様化に対応した中立性・公平性の観点からの見直しの2点が示された。令和元年8月27日、計5回にわたる専門家会合における検討内容を取りまとめた報告書「連結納税制度の見直しについて」が政府税調の総会に提出された。

令和2年度税制改正では、こうした議論を踏まえ、連結納税制度を18年ぶりに抜本的に見直し、「グループ通算制度」へと移行することとされている。具体的には、現行制度では企業グループ全体を一つの納税単位とし、親法人が一括して税額の計算及び申告を行うこととしているが、これを改め、企業グループ内の各法人を納税単位とし、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、グループ内で損益通算等の調整を行う簡素な仕組みとされる。修正・更正があった場合には、各法人において対応を可能とすることで、事務負担の軽減が図られる。

¹² 第201回国会に法律案が提出される見込みである。

¹³ 地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システムを指す。

¹⁴ 企業グループを対象とする税制として、ほかにグループ法人税制（平成22年度税制改正で創設）がある。グループ法人税制は、グループ内で行われる一定の取引について、課税関係を生じさせないこととする制度であり、連結納税制度を選択しない企業グループに対して、強制的に適用される。

このように大幅な簡素化が図られる一方で、研究開発税制及び外国税額控除については、改正後も引き続き、グループ調整計算によって控除の枠を共有することが認められる。グループ調整計算の見直しについては、専門家会合の報告書において「現行制度を前提とした企業経営を行っている企業グループに対する影響に配慮が必要」とされており、グループ経営の実態を踏まえた対応となった。

このほか、親法人が中小法人に当たる場合は、連結グループに中小法人特例の適用が認められる現行制度を見直し、通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例を適用しないこととする等の見直しが行われる。これらの見直しは、企業における準備等を考慮し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされている。

図表3 連結納税制度の見直し（案）の概要

個別申告方式	・企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する現行制度に代えて、 <u>各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行う。</u>
損益通算・税額控除等	・欠損法人の欠損金額を所得法人の所得金額と損益通算する。 ・研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行制度と同様、グループ全体で税額控除額を計算する。
組織再編税制との整合性	・開始・加入時の時価評価課税・欠損金の持込み等について組織再編税制と整合性が取れた制度とし、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小する。
親法人の適用開始前の欠損金の取扱い	・親法人も子法人と同様、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除する。
中小法人判定の適正化	・通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例を適用しない。
適用時期	・企業における準備等を考慮し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

（出所）財務省資料より作成

（2）経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

ア 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

寡婦控除及び寡夫控除は、所得税の人的控除のうち、配偶者と死別又は離婚した納税者に対して一定の要件の下に適用される所得控除である¹⁵。障害者控除や勤労学生控除と並んで「特別な人的控除」と呼ばれ、特別な事情により通常の者に比較して生活上追加的経費が必要であるとの考慮により設けられているとされる¹⁶。

寡婦（夫）控除については、婚姻歴のない未婚のひとり親に適用されないことが、子どもの貧困への対応の観点等から問題視されてきた。また、女性に適用される寡婦控除と男性に適用される寡夫控除では、適用要件や控除額が異なる制度となっており、納税者の性別によって制度内容に差が設けられている点についても是正すべきとの指摘があった。

¹⁵ 地方税である個人住民税についても、寡婦控除及び寡夫控除が設けられている。

¹⁶ 金子宏『租税法 第二十三版』（弘文堂、平成31年）212頁

令和元年度税制改正に向けた議論の中で、未婚のひとり親への寡婦（夫）控除の適用について検討が進められたが、与党内の検討過程において婚姻に基づく伝統的な家族観を重視する立場から反対があったこと等により、見送られたとされる¹⁷。令和元年度においては、子どもの貧困に対応するための措置として、未婚の児童扶養手当受給者に対する個人住民税の非課税措置が講じられるとともに、臨時・特別給付金の支給が行われた。令和元年度の与党税制改正大綱には、検討事項として、「子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の可否等について、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る」とされた。

図表4 未婚のひとり親への対応及び寡婦（夫）控除の見直し（案）の概要

（現行制度）

	創設年 (所得税)	対象者	控除額		本人の所得要件
			所得税	個人住民税	
寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚したもので、 かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 合計所得金額 500万円以下
(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+8万円	+4万円	合計所得金額 500万円以下
寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族で ある子を有する者	27万円	26万円	合計所得金額 500万円以下



（改正の概要）

1. 未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は離婚、死別の場合と全て同様とする。
2. 寡婦（夫）控除について、以下の見直しを行う。
 - ①寡婦に寡夫と同等の所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。
 - ②住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者を対象外とする。
 - ③子ありの寡夫の控除額（現行：27万円）を子ありの寡婦と同額（35万円）とする。
※個人住民税は、子ありの寡夫の控除額（現行：26万円）を子ありの寡婦と同額（30万円）とする。
- ※上記1、2ともに令和2年分以後の所得税について適用。
（個人住民税については令和3年度分以後について適用。）
3. 「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」は実施しない。

（出所）財務省資料より作成

令和2年度税制改正では、こうした経緯を踏まえ、すべてのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を構築する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と、「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消する見直しを行うこととされている。

具体的には、寡婦（夫）控除を未婚のひとり親にも適用することとし、寡婦控除について合計所得金額500万円以下の所得要件を設けた上で、寡夫控除の額を寡婦控除と同額（35万円¹⁸）に引き上げる¹⁹。また、いずれも住民票に「夫（未届）」「妻（未届）」の

¹⁷ 『日本経済新聞』（令元. 12. 13）、『読売新聞』（令元. 12. 13）、『産経新聞』（令元. 12. 13）など

¹⁸ 個人住民税は30万円。

¹⁹ 令和2年度税制改正によって新たに所得控除を受けられるようになる未婚のひとり親は7万～8万人とされる。一方、控除の対象外となる女性は2万人程度と見込まれている。（『朝日新聞』（令元. 12. 13）、『日本経済新聞』（令元. 12. 13））

記載がないこと²⁰が適用要件とされる。なお、子を扶養しない寡婦のうち、配偶者と死別した者や子以外を扶養する者に対する控除については、現行制度が維持される。

令和2年度税制改正により、合計所得金額500万円以下のひとり親であれば、婚姻歴や性別にかかわらず、一律に35万円の所得控除が受けられることとなる。未婚のひとり親に対する税制上の不公平が是正されるとともに、性別による制度の差もほぼ解消される。

イ NISA制度の見直し・延長

NISA制度（少額投資非課税制度）は、投資の運用益が一定の枠内で非課税とされる制度である。年間120万円を上限に5年間非課税で運用できる「一般NISA」、18歳未満を対象とする「ジュニアNISA」、及び積立・分散型投資に適した投資信託などの対象商品に限り、年間40万円を上限に20年間非課税で運用できる「つみたてNISA」から成る。一般NISA及びつみたてNISAは、口座数・買付額ともに順調に増加²¹し、広く定着しつつある。しかし、いずれも時限措置（一般NISAは令和5年、つみたてNISAは令和19年まで）であることから、制度の持続性の確保のため、恒久化や期限延長を求める声があった。

図表5 NISA制度改正（案）のイメージ

	新NISA(仮)	つみたてNISA
年間の投資上限額	二階 102万円 一階 20万円 (原則として、一階での投資を行った者が二階での投資を行うことができる)	40万円
非課税期間	二階 5年間 一階 5年間 (一階部分は終了後に「つみたてNISA」に移行可能)	20年間
口座開設可能期間	令和6(2024)年～令和10(2028)年(5年間)	平成30(2018)年～令和24(2042)年(2023年まで20年間の積立確保)
投資対象商品	二階 上場株式・公募株式投資信託等(注) 一階 つみたてNISAと同様 (例外として、何らかの投資経験がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としない)	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り)
投資方法	二階 制限なし 一階 つみたてNISAと同様	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資

(注)高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。

(出所) 財務省資料より作成

²⁰ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）において、住民票における世帯主との続柄の記載方法について、「内縁の夫婦は、法律上の夫婦ではないが準婚として各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ取扱いを受けているので『夫（未届）、妻（未届）』と記載する。」とされている。

²¹ 令和元年9月末時点で、一般NISAは1,170万口座、買付額17.4兆円、つみたてNISAは171万口座、買付額2,336億円となっている。（金融庁『NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査』（令和元年12月20日））

令和2年度税制改正では、経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散型投資を更に促進する方向で制度の見直しが行われることとされている。

一般NISAについては、令和6年から仕組みを抜本的に改め、2階建ての制度とした上で、口座開設可能期間が令和10年まで5年延長される。投資対象商品については、1階部分をつみだてNISAと同様、積立型の投信に限定し、2階部分は現行の一般NISAの対象商品から高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部商品を除いたものとされる。年間投資上限額は、1階部分が20万円、2階部分が102万円の合計122万円で、現行よりも2万円多くなる。より多くの国民が積立・分散型投資を経験できるよう、原則として、1階部分で積立投資を行った者が2階部分での非課税投資を行えることとされる。例外として、投資経験のある者が上場株式のみへの投資を行う場合は、1階部分への投資なしに2階部分で投資を行うことが可能となる。

つみだてNISAについては、口座開設可能期間が令和24年まで5年延長される。これにより、令和5年までに積立を開始した者は20年間の積立期間を確保できることとなる。

ジュニアNISAに関しては、利用実績が乏しい²²ことから、期限を延長せず、令和5年で終了することとなる。

ウ 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

私的年金制度については、我が国における高齢期の長期化や就労の拡大・多様化等を踏まえた改革が検討され、令和元年12月25日に社会保障審議会の企業年金・個人年金部会において議論の整理が行われた。これに基づき、確定拠出年金法等を改正する法律案が第201回国会に提出される見込みである。具体的には、確定拠出年金(DC)の加入可能年齢が見直され、企業型DCについては、年齢要件(65歳未満)が撤廃され、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者とできることとされる。個人型DC(iDeCo)については、年齢要件(60歳未満)が撤廃され、国民年金第1～3号被保険者²³であれば加入可能とされる。また、DC(企業型・個人型)の受給開始時期について、60歳から70歳までで選択可能となっている現行制度を改め、70歳以降にまで選択肢を拡大する等の見直しを行うこととされている。税制面では、こうした私的年金制度の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置が適用できることとされる。

(3) 円滑・適正な納税のための環境整備

ア 国外財産調書制度の見直し

国外財産調書制度は、各年末に5,000万円を超える国外財産を保有する個人に、その種類や価額等を記載した調書の提出を義務付ける制度である。国外財産に関する所得等

²² ジュニアNISAの令和元年9月末時点の口座数は34万口座、買付額は1,518億円である。(金融庁『NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査』(令和元年12月20日))

²³ ①第1号被保険者：60歳未満、保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満

の申告漏れが発覚した場合、調書に記載がある部分については加算税を5%軽減する一方、調書の不提出や記載不備に係る部分については加算税を5%加重することとされている。令和2年度税制改正では、国外財産を保有する納税者が、税務当局から要求された必要資料（預金口座の入出金明細等）を提出しない場合に、申告漏れに対する加算税を更に5%加重する等の見直しを行うこととされている。

イ 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

利子税・還付加算金の割合は、平成25年度税制改正において、国内銀行の貸出約定平均金利+1%とされ、令和元年分は1.6%とされている。令和2年度税制改正では、平成25年度と比べて国内銀行の貸出金利が全体的に低下していること等を踏まえ、利子税・還付加算金の割合を0.5%引き下げる等の見直しを行うこととされている。

(4) その他

ア 国際的な租税回避・脱税への対応

企業による租税回避への対応として、子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせたスキームへの対応が行われる。現行制度では、法人が子会社株式を取得した後、子会社から配当を非課税で受け取るとともに、配当によって時価が下落した子会社株式を譲渡することにより、譲渡損失を創出させる租税回避が可能となっている。令和2年度税制改正では、法人が株式等の50%超を保有する等一定の支配関係にある子会社から配当を受け取った場合に、子会社株式の帳簿価額を減額することなどで、租税回避行為の防止が図られる。

イ 葉巻たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し

たばこ税については、紙巻たばこ1本当たりの税額（現行：13,244円/本）が定められており、葉巻たばこは、重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税される方式となっている。このため、重量1グラム未満の軽量の葉巻たばこ（リトルシガー）については、紙巻たばこと比べて税負担が軽くなっている。近年、リトルシガーのような紙巻たばこに類似した軽量の葉巻たばこが多く製造されていることを踏まえ、令和2年度税制改正では、軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこと税負担が同等となるよう、最低税率を設定することとされている。なお、激変緩和を図る観点から、最低税率は、たばこ税率の引上げスケジュール²⁴に合わせて2段階で引き上げることとされる。

このほか、電子帳簿保存制度の見直し、消費税の申告期限の延長、日本酒の輸出拡大に向けた取組などを行うこととされている。

以上が令和2年度税制改正の主な内容である。令和2年度税制改正（内国税関係）による増減収額は、初年度（令和2年度）10億円の減収、平年度80億円の増収と見込まれている（図表6）。

²⁴ たばこ税率は、平成30年度税制改正により、平成30年10月、令和2年10月、令和3年10月の3段階に分けて段階的に引き上げられることとなった。

図表6 令和2年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
企業年金・個人年金制度等の見直し	▲ 10	0
2. 法人課税	0	▲ 10
①オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設	▲ 150	▲ 130
②賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し	90	70
③交際費等の損金不算入制度の見直し	140	110
④5G導入促進税制の創設	▲ 130	▲ 100
⑤連結納税制度の見直し	10	-
⑥情報連携投資等の促進に係る税制の廃止	40	40
3. 消費課税	50	0
①軽量の葉巻たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し	10	0
②居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し	40	0
4. 納税環境整備		
利子税・還付加算金等の割合の引下げ	40	0
合計	80	▲ 10

(出所)『令和2年度税制改正の大綱』(令和元年12月20日閣議決定)より作成

3. 改正の論点と今後の課題

(1) 法人向け減税措置に係る課題

ア 新たな租税特別措置の創設

令和2年度税制改正においては、新たな企業向けの租税特別措置として、オープンイノベーション促進税制と5G導入促進税制が創設されることが、大きな柱となっている。租税特別措置は、「公平・中立・簡素」の税の三原則の例外措置であり、経済活動にゆがみをもたらす恐れがあることから、常に政策目的に照らした検証を行うべきものとされる²⁵。今回創設される措置の政策目的は、経済活性化に向けたオープンイノベーションの促進、企業の国際競争力強化や経済安全保障上の観点からの5G整備の加速化などとされ、いずれも我が国にとって重要な課題と考えられる。しかし、制度自体については、実効性の確保などの面で課題も多い。

(ア) オープンイノベーション促進税制

オープンイノベーション促進税制については、制度の趣旨に沿って利用されるよう、適用に当たって経済産業省が出資案件の革新性等を確認する仕組みとされる見込みである。しかし、ある出資がイノベーション(新たな付加価値の創造)につながるかどうかを事前に見通すことは容易でない中、適切な確認が行われることが重要となる。具体的な判断基準等については、新法によって別途定められる見込みであるが、基準が曖昧になること等のないよう、適切な仕組み作りと運用が求められる。

また、本措置については、大企業が保有している現預金の活用を促し、経済活性化につなげる狙いもあるとされる²⁶。我が国における事業法人及びCVCから国内ベンチャー企業への投資額は、平成30年で2,174億円とされている²⁷。本措置の減収見込額

²⁵ 与党税制改正大綱においても、「租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要」と明記されている。

²⁶ 『日本経済新聞』(令元.12.13)、『朝日新聞』(令元.12.13)、『毎日新聞』(令元.12.13)など

²⁷ 経済産業省『令和2年度(2020年度)経済産業関係 税制改正について』(令和元年12月)6頁

は平年度 150 億円とされており、単純に逆算すると、政府は本措置によって年間 2,500 億円程度の投資が行われると見込んでいることとなり²⁸、事業会社等によるベンチャー投資額の倍増が見込まれていると考えられる。しかし、米中関係等の影響により経済の先行きが不透明な中、税制を理由に新たな投資に踏み出す企業がどの程度存在するか疑問視する声や、対象となりうるベンチャー企業の数も限られるとの指摘もあり²⁹、期待どおりの投資促進効果が得られるかは未知数と言える。

(イ) 5G 導入促進税制

5G 導入促進税制に関しては、政策的要請が強いとは言え、極めて高水準の減税措置となっている。投資額の 15%の税額控除は、設備投資に係る税額控除としては最高水準と言える³⁰。5G 投資の促進に向けた措置は、令和元年 8 月に総務省から提出された税制改正要望に盛り込まれていたが、要望段階では 5%の税額控除とされていた。これが最終的に 15%の税額控除となった背景には、安倍総理の意向もあったと報じられている³¹。

全国 5G 基地局の整備を行う通信事業者 4 社は、令和 6 年度までの 5 年間で少なくとも 1.6 兆円の投資を行う計画であり、4G などに使ってきた電波を転用する投資も合わせると 5 年間で 3 兆円近くになるとされる³²。本措置の減収額は、初年度 100 億円、平年度 130 億円と見込まれているが、想定以上の前倒し整備が行われた場合には、減収額が大きく膨らむおそれがある。

特定の業種を対象とする制度であることも、本措置の大きな特徴である。本措置による恩恵は、全国 5G の整備を担う大手通信事業者 4 社に集中することがほぼ確実と言える。大手通信事業者に大幅な減税を行うことについては、政府内からも異論があったとされる³³。通信料が高止まりする中、国民にとっても納得し難い面があると考えられ、政府には十分な説明責任を果たすことが求められる。

イ 法人向け減税措置の在り方

政府税制改正大綱によると、令和 2 年度の法人課税の改正による税収の増減はほぼ生じないとされている。オープンイノベーション促進税制と 5G 導入促進税制の創設によって、平年度で約 280 億円の税収減が生じるが、同時に賃上げ・投資促進税制の見直しや交際費等の損金不算入制度の見直し³⁴などによって税収増が見込まれるためである。与党税制改正大綱にあるとおり、「租税特別措置の創設・拡充を行う場合は、財源を確保することやいたずらに全体の項目数を増加させないことに配慮する」対応となった。

このように、今回の法人税改正においては税収中立が図られたが、単年度の改正において税収のバランスを取るだけではなく、これまでに実施されてきた減税措置に目を向

²⁸ 投資額 2,500 億円に所得控除率 25%と法人税の基本税率 23.2%を掛けると、減収額は 145 億円となる。

²⁹ 『東京新聞』(令元. 12. 13)、『毎日新聞』(令元. 12. 13) など

³⁰ 設備投資等の事業用資産の取得の促進に係る現行の租税特別措置のうち、15%の税額控除を認めるものは、沖縄の特定地域における設備投資等に係る措置などに限られる。

³¹ 『朝日新聞』(令元. 12. 13)、『毎日新聞』(令元. 12. 13)、『読売新聞』(令元. 12. 13) など

³² 『日本経済新聞』(平 31. 4. 10)

³³ 『朝日新聞』(令元. 11. 22)、『日本経済新聞』(令元. 12. 17)、『朝日新聞』(令元. 12. 13) など

³⁴ 大法人(資本金の額等が 1 億円超)について、交際費のうち「飲食のための支出の 50%」までの損金算入を認める特例の対象法人から、資本金の額等が 100 億円超の法人を除外する見直しが行われる。

けることも重要である。

図表 7 第 2 次安倍政権発足以降の主な法人課税の改正

25年度 改正	<p>○設備投資や賃金上げを促進するための思い切った政策税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生産等設備投資促進税制」の創設(→^⑲廃止) ・「研究開発税制(総額型)」の拡充 ・「所得拡大促進税制」の創設 など
26年度 改正	<p>○復興特別法人税の1年前倒し廃止 <法人実効税率> 従前37.00%→^⑳34.62%</p> <p>○設備投資や賃金上げを促進するための思い切った政策税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生産性向上設備投資促進税制」の創設(→^㉑縮減・^㉒廃止(^㉓改正)) ・「研究開発税制(増加型)」の拡充 ・「所得拡大促進税制」の拡充 など
27年度 改正	<p>○成長志向の法人税改革:初年度 <法人実効税率> ^㉒34.62%→^㉔32.11%(→^㉕31.33%)</p> <p><課税ベースの拡大等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠損金繰越控除の見直し(大法人) ・受取配当等益金不算入の見直し ・法人事業税の外形標準課税の拡大(大法人) ・租税特別措置の見直し(「研究開発税制(総額型)」の重点化、「生産等設備投資促進税制」の廃止など) <p><賃金上げへの配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・^㉔・^㉕の2年間の先行減税 ・「所得拡大促進税制」の拡充 ・地方版「所得拡大促進税制」の創設(法人事業税)
28年度 改正	<p>○成長志向の法人税改革:2年目 <法人実効税率> ^㉔32.11%→^㉖29.97%(→^㉗29.74%)</p> <p><課税ベースの拡大等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の見直し(「生産性向上設備投資促進税制」の見直し(→^㉑縮減・^㉒廃止)) ・減価償却の見直し(建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化) ・法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(大法人) ※中堅企業への影響に十分配慮(激変緩和) ・欠損金繰越控除の更なる見直し(大法人) ※改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化
29年度 改正	<p>○研究開発投資や賃金上げを促進、中堅・中小事業者を支援するための政策税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究開発税制」の見直し(総額型の控除率の見直し、増加型の廃止) ・「所得拡大促進税制」の見直し(大法人は重点化、中小法人は拡充) ・「地域未来投資促進税制」の創設 ・「中小企業向け設備投資促進税制」の拡充
30年度 改正	<p>○持続的な賃金上げと生産性向上のための設備投資を後押しするための政策税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「所得拡大促進税制」の改組 ・「情報連携投資等の促進に係る税制」の創設 ・租税特別措置の適用要件の見直し
元年度 改正	<p>○イノベーションの促進、中堅・中小事業者を支援するための政策税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究開発税制」の見直し(OI型の拡充、総額型の控除率の見直し等、高水準型を総額型に統合) ・「地域未来投資促進税制」の拡充等 ・「中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置」の創設

(出所) 財務省資料より作成

第 2 次安倍政権発足以降、経済再生に向けて企業活動を後押しする観点から、法人税について様々な税負担軽減措置が講じられてきた(図表 7)。政権発足直後の平成 25 年度税制改正においては、生産等設備投資促進税制の創設や研究開発税制の拡充など、3,320 億円規模の企業向け減税措置が行われた³⁵。平成 27 年・平成 28 年度には、企業の税負担を軽減することによって、企業の収益力を高め、設備投資や賃上げ等につなげる観点から、課税ベースを拡大しつつ法人税率を引き下げる「成長志向の法人税改革」が実施され、これによって我が国の法人実効税率は 37%から 29.74%へと低下した。この

³⁵ 平成 25 年度の政府税制改正大綱に示された法人課税の平年度の減収見込額(うち「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月 11 日閣議決定)に係る項目による減収見込額は、平年度 3,270 億円)。

法人税率引下げによる減収見込額は合計で1兆円を超える規模であった³⁶。同時に行われた課税ベースの拡大措置によって、概ね税収中立とされたが、税率の引下げによる恩恵を主に受けるのは、収益力の高い企業であると言える。こうした法人向けの減税措置は、現在に至るまで大企業を中心に多くの恩恵をもたらしてきたと考えられる。

多くの法人税減税措置が行われ、企業収益も拡大してきた³⁷にもかかわらず、企業による内部留保の拡大が目立つのが実態である³⁸。こうした内部留保拡大の主な要因が、企業における余剰資金の不足でないとするれば、従来型のアプローチで減税措置を講じて、企業行動に大きな変化が生じるとは考えにくい。法人税制について、これまでの減税措置の効果を改めて検証し、その在り方を再検討することが求められる。

(2) 寡婦（夫）控除の見直しに係る課題

ア 性別による制度の差異

今回の寡婦（夫）控除の見直しによって、ひとり親に対する控除については、適用要件や控除額が統一され、婚姻歴や性別によって控除額が異なる現行制度の不公平が是正されることとなる。特に、未婚のひとり親に対する控除適用が行われることについては、未婚のひとり親世帯の平均収入が婚姻歴のあるひとり親世帯と比べて低いとの調査³⁹もあることから、子どもの貧困への対応として前向きに評価する声も多い⁴⁰。

他方、性別による制度の差異は、大部分解消したものの、一部残されることとなる。現行の寡婦控除は、子を扶養していない寡婦でも、夫と死別した場合や、子以外の親族を扶養している場合には適用対象とされている。これらの寡婦に対する控除は、今回の見直しの後も、合計所得金額500万円以下との要件が付された上で、維持されることとなっている。この点に関しては、諸要件が同一である場合には、税制上男女で区別すべきでないとの見方もあろう。しかし、寡婦控除が戦争未亡人に対する負担軽減措置として昭和26年に創設された経緯や、創設当時から近年に至るまでの我が国の経済社会状況に照らして、一般に男女間に担税力の差が存在したと言えることなどを踏まえれば、一定の配慮も必要と考えられる。

イ 税制における「事実婚」の取扱い

今回の見直しによって、住民票に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がないことが、新たに寡婦控除等の適用要件とされる。これは、事実婚状態にある者を控除の適用対象から外すために採られた措置とされる⁴¹。

³⁶ 平成27年度及び平成28年度の政府税制改正大綱に示された法人税率引下げによる平年度の減収見込額は、それぞれ6,690億円、3,340億円である。

³⁷ 企業の経常利益は、平成30年度には84兆円と過去最高を更新し、平成24年度の48兆円から36兆円増加している。（財務省『法人企業統計調査』）

³⁸ 平成24年度から平成30年度で、企業の利益剰余金は304兆円から463兆円へと159兆円、現預金は168兆円から223兆円へと55兆円増加した。（財務省『法人企業統計調査』）

³⁹ 厚生労働省『平成28年度全国ひとり親世帯等調査』によれば、母子世帯の世帯の平均年間収入は、死別の場合が356万円、離婚の場合が350万円であるのに対し、未婚の場合は332万円にとどまる。

⁴⁰ 『朝日新聞』（令元.12.13）、『日本経済新聞』（令元.12.13）、『東京新聞』（令元.12.13）など

⁴¹ 『読売新聞』（令元.12.13）、『朝日新聞』（令元.12.13）、『産経新聞』（令元.12.13）など

我が国の税制は、法律婚を基準とした制度となっているが、今回の措置によって、税制における事実婚の取扱いが、一貫性を欠くものとなるとも考えられる。例えば、配偶者控除は、法律上の配偶者を有する場合に適用され、事実婚状態にあることをもって適用対象とはされない。一方、寡婦控除等については、寡婦等となった後、控除の適用を受ける時点で再婚（法律婚）をしている者と、事実婚状態にある者は、同様に適用対象から外されることとなる。このように、配偶者控除に関しては事実婚と法律婚を区別し、寡婦控除等については両者を同様に扱うことは、矛盾した対応とも言える。

税制以外の制度では、年金制度⁴²など、事実婚を法律婚と同様に扱うものも存在する。仮に、税制全般において両者を同様に扱うこととする場合、様々な税務執行上の課題等も生じ得ることなどにも留意しつつ、税制における事実婚の位置付けについて、改めて整理することが求められる。

また、事実婚の確認方法について、住民票の記載に基づくこととされているが、事実婚状態にあって届出を行っていない者も一定数存在すると考えられるため、事実婚状態にある者の中での不公平につながる懸念もある。さらに、税制上のメリットを得るためにあえて届出を行わないといった行動を誘引する可能性もある。事実婚状態にある場合に寡婦控除等を適用すべきでないとの考えに立つのであれば、公平な制度構築に向け、実態をより適切に把握できるような方法を検討することが重要となる。

4. おわりに

消費税率引上げによる経済への影響が懸念される中で議論された令和2年度税制改正は、デフレ脱却・経済再生に向けた投資促進や、継続的な検討課題への対応を中心とする内容となり、国民の税負担に大きく影響するような税制改革は見送られた。しかし、働き方の多様化などの経済社会の構造変化への対応や、少子高齢化・人口減が加速化する中で社会保障財源をいかに確保していくかなど、我が国が抱える課題に対応するための税制の抜本的な改革は先送りできない。消費税率 10%への引上げが実施され、「社会保障・税一体改革」に一つの区切りがついたと言える現在、あるべき税制について、改めて道筋をつけることが求められる。令和2年1月10日、政府税調の委員が改めて任命され、安倍総理から新たな諮問⁴³が示された。政府税調を中心に、あるべき税制についての議論が深まることが期待される。

(たかぎ なつこ)

⁴² 国民年金法（昭和34年法律第141号）第5条第7項には、「この法律において、『配偶者』、『夫』及び『妻』には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。」と規定されている。

⁴³ 「『経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方』に示された考え方を踏まえ、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、各税目が果たすべき役割を見据えつつ、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、あるべき税制の具体化に向けた審議を求める。」との諮問が行われた。